

議案第 31 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

三田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例

三田市手数料条例（昭和51年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
別表(第2条関係) (1)～(61) 省略 (61)の2 建築基準法第86条の7第1項の規定に基づく既存の建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項に係る場合に限る。)をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 27,000円 (61)の3 建築基準法第86条の7第1項の規定に基づく既存の建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替(建築基準法施行令第137条の12第7項に係る場合に限る。)をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 27,000円 (61)の4～(72)の2 省略 (72)の3 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条</u> の規定に基づく建築物の <u>容積率</u> の特例許可申請手数料 160,000円 (73)～(84) 省略	別表(第2条関係) (1)～(61) 省略 (61)の2 建築基準法第86条の7第1項の規定に基づく既存の建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第11項に係る場合に限る。)をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 27,000円 (61)の3 建築基準法第86条の7第1項の規定に基づく既存の建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替(建築基準法施行令第137条の12第12項に係る場合に限る。)をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 27,000円 (61)の4～(72)の2 省略 (72)の3 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第163条の59第1項</u> の規定に基づく建築物の <u>容積率等</u> の特例許可申請手数料 160,000円 (73)～(84) 省略

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。